

○厚生労働省告示第二十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の一部改正）

第一条 ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後		別表第一(第二条関係)	項目 (略)	ボイラー	第一種圧力容器
	工作責 任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器(以下「圧力容器」		次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 (略)		
	改正前		別表第一(第二条関係)	項目 (略)	ボイラー	第一種圧力容器
	工作責 任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器(以下「圧力容器」という。の設計、工作又は検査について二年以上の経		次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの		

備考	
(略)	<p>という。)の設計、工作 又は検査について二年以 上の経験があるもの</p>
	<p>二・三 (略)</p>

  

備考	
(略)	<p>験があるもの</p>
	<p>二・三 (略)</p>

(クレーン等製造許可基準の一部改正)

第二条 クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(主任設計者)</p> <p>第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(主任設計者)</p> <p>第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次条第一号において同じ。)</p> <p>で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二・三 (略)</p>

(労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 六（略）</p>	<p>労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 六（略）</p>

(労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示の一部改正)

第四条 労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示(昭和五十五年労働省告示第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>労働安全衛生規則第十八条の四第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 六（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>労働安全衛生規則第十八条の四第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 六（略）</p>

(ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部改正)

第五条 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程(昭和五十六年労働省告示第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(受講資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第六ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該各号に該当するに至つた後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するものとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)、又は中等教育学校において採鉱に関する学科を専攻して卒業した者(当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>二、四 (略)</p>
改正前	<p>(受講資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第六ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該各号に該当するに至つた後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するものとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)、又は中等教育学校において採鉱に関する学科を専攻して卒業した者</p> <p>二、四 (略)</p>

(安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部改正)

第六条 安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和六十三年労働省告示第八十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の三第一項に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。次号及び第三号において同じ。）に従事した経験を有するもの</p> <p>二～四（略）</p>	<p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の三第一項に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。次号及び第三号において同じ。）に従事した経験を有するもの</p> <p>二～四（略）</p>

(平成四年労働省告示第十二号(労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件)の一部改正)

第七条 平成四年労働省告示第十二号(労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき全管理士の資格を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう<sup>に</sup>改める。

改正後	<p>労働災害防止団体系施行規則第一条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において産業安全に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上産業安全専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において産業安全に係る職務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 (略)</p>
改正前	<p>労働災害防止団体系施行規則第一条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において産業安全に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上産業安全専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において産業安全に係る職務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 (略)</p>

(平成四年労働省告示第十三号(労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件)の一部改正)

第八条 平成四年労働省告示第十三号(労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>労働災害防止団体系施行規則第二条第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において労働衛生に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上労働衛生専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生に係る職務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>労働災害防止団体系施行規則第二条第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において労働衛生に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上労働衛生専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生に係る職務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 (略)</p>